

## 手話言語に関する法の制定を求める意見書

手話とは、音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使い、独自の語彙や文法体系で表現する言語である。手話を使う聴覚障害者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

平成18年12月に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」には、「手話は言語」であることが明記されている。

条約の批准に向けて、日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に改正された障害者基本法では、「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広めるとともに、聞こえないこどもが手話を身につけ、手話で学び、自由に手話が使え、環境と、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境の整備を図るためには、法整備を国として実現することが必要である。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、以上のことを踏まえた法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年6月30日

江東区議会議長 榎本雄一

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣

} あて